

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 19 号に規定するかご漁業（いかかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 3 年（2021 年）6 月 2 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご 漁業	別記 1 のとお り	別記 1 のとお り	定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 玉名市横島町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年（2021 年）6 月 3 日から令和 3 年（2021 年）6 月 16 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 3 年（2021 年）7 月 1 日から令和 4 年（2022 年）6 月 30 日 までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 同時に使用するかごの数は、800 個を超えてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は平成 25 年（2013 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記 1

操 業 区 域	漁 業 時 期
有共第 8 号共同漁業権漁場内	1 2 月 1 5 日 から 翌年 5 月 3 1 日 まで
以下の区域、ただし有共第 2 1 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場内は除く。	1 2 月 1 5 日 から 翌年 4 月 5 日 まで

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域、及び、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びクを順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点有第 5 号（玉名郡長洲町新川港北側防波堤突端中央下部点から 1. 15メートルのところ）

基点 2 熊本県漁場基点有第 6 号（玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境界）

基点 3 熊本県漁場基点有第 9 号（玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））

ア 基点 1 と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 9 3 度 2 8 分・1， 8 3 1. 5メートルのところ

イ 基点 1 と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 9 3 度 2 8 分・2， 6 9 2. 6メートルのところ

ウ 基点 2 から真方位 2 4 0 度 5 0 分 3 5. 2 秒・6， 8 6 0. 1メートルのところ

エ 基点 3 から真方位 2 4 5 度 7 分 4 4. 6 秒・8， 1 6 4. 6メートルのところ

オ 基点 3 から真方位 2 6 0 度 5 3 分 4 5. 3 秒・4， 5 0 1. 0メートルのところ

カ 基点 2 から真方位 2 0 1 度 3 1 分 2 8 秒・3， 8 0 0. 2メートルのところ

キ 基点 2 から真方位 2 2 2 度 1 6 分 5 7. 2 秒・2， 7 6 6. 4メートルのところ

ク 基点 3 から真方位 2 5 8 度 2 0 分 2 1. 1 秒・4， 3 6 4. 9メートルのところ

ケ 基点 3 から真方位 2 4 3 度 3 2 分 4 8. 2 秒・8， 0 8 5. 4メートルのところ

コ タから真方位 2 2 8 度 4 8 分 8. 6 秒・3， 2 2 8. 3メートルのところ

サ 基点 3 から真方位 2 1 5 度 3 2 分 4 5. 3 秒・8， 5 0 1. 2メートルのところ

シ 基点 3 から真方位 2 1 2 度 2 0 分 1 4. 1 秒・8， 7 0 5. 9メートルのところ

ス 基点 3 から真方位 1 7 9 度 3 1 分 1 8. 7 秒・5， 3 1 8. 5メートルのところ

セ 基点 3 から真方位 2 0 1 度 1 1 分 9. 2 秒・4， 1 4 0. 4メートルのところ

ソ 基点 3 から真方位 2 4 5 度 4 4 分 4 1 秒・3， 9 0 9メートルのところ

タ 基点 3 から真方位 2 2 9 度 4 分 3 3. 6 秒・4， 7 6 8. 3メートルのところ